

定期監査報告（第2号）

1. 監査の対象

教育委員会 社会教育課

2. 監査の期日

令和元年6月27日（木）美術館、総合体育館、文化福祉センター

3. 監査の方法

平成30年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【美術館・風土館】

- ・除雪委託業務において、月ごとの時間数報告に担当者確認の押印をすること。
- ・備品購入決定に係る根拠を明確にすること。

【総合体育館】

- ・備品台帳について、数量の記載がされていない。美術館・風土館の備品台帳を参考に整備のこと。
- ・プール・パークゴルフ場管理日報には下段に担当者確認の押印をすること。
- ・予定価格の算出根拠を明確にすること。
- ・現金を取り扱う際は、定期的にでもダブルチェックをすること。

【文化福祉センター】

- ・英語研修事業について、委託内訳単価の根拠を明確にすること。
- ・備品台帳について、不整備が見受けられる。図書用備品台帳は簡略化し

整備のこと。

- ・清掃委託について、定期清掃単価の根拠を明確にするため、清掃員1日の基本となる単価表を作成しておくとい。契約書については最新のものとすること。